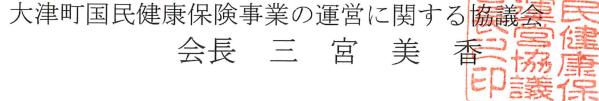


令和6年1月19日

大津町長 金田 英樹 様



大津町国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和5年11月22日付け、大健第1506号で諮問を受けた「大津町国民健康保険税の税率等の見直しについて」を令和5年度第2回、第3回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議した結果、付帯意見を付け下記のとおり答申いたします。

記

1 国民健康保険税率等の見直しの必要性

国民健康保険の現状として、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費が増加傾向となっており、一方で所得水準が低いといった構造的な問題を抱えていました。平成30年度から国保の財政基盤が都道府県との共同運営となったことから、市町村は県に国保事業費納付金を納める一方、保険給付費の財源として県から交付金が交付され、県は国保事業費納付金を納めるために必要な税率を標準保険税率として市町村に提示し、国民健康保険税については将来的に県内統一を目指すこととなっています。

こういった状況から、現行の保険税率を維持した場合、令和6年度国民健康保険特別会計予算においては約1億9千万円の赤字が見込まれ、早急な赤字解消が求められていることから、被保険者負担として税率の引き上げの必要性や、急激な負担緩和のために一般会計の財源を活用することなど、第1回答申において提言しました。

今後の赤字解消にあたっては、被保険者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、段階的に赤字解消に努めていくよう次のとおり答申します。

2 答申内容

国民健康保険税率等の引き上げについては、財源不足額が大きいことから、県が示す標準税率に合わせてある程度の引き上げが必要であるが、被保険者の急激な負担増に配慮し、今回の見直しについては、1億9千万円のうち7千万円程度を税でまかなくため解消するような税率の引き上げが必要である。

3 付帯意見

- (1) 税率の改正については、低所得世帯等やその他被保険者の生活状況について配慮すること。
- (2) 被保険者が病院に行かなくても良いような健康増進事業や保健事業、医療費適正化等を推進すること。
- (3) 国民健康保険特別会計に一般会計から赤字分の一般財源を繰り入れるということは、社会保険被保険者に負担を求める事になるため、税率改正と併せて国民健康保険の厳しい財政状況も含めて、町民への十分な周知を図ること。
- (4) 一般会計から赤字分の一般財源を繰り入れる場合は、常態化しないよう毎年又は2年ごとに税率の見直しをすること。